

令和2年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第20号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 議案第 1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 2号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予
算
- 日程第 9 議案第 3号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第 4号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算
- 日程第11 議案第 5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康会計保険診療所事業特別
会計補正予算
- 日程第12 議案第12号 羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第13 議案第13号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第14号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第15 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第19号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第18 町長・教育長の行政執行方針

○出席議員（10名）

議 長	10番	佐 藤	晶 君	副議長	9番	小 野	哲 也 君
	1番	加 藤	勉 君		2番	田 中	良 君

3番 高島讓二君
5番 坂本志郎君
7番 村山修一君

4番 井上章二君
6番 松原臣君
8番 鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	和田宏一君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	本見泰敬君
税務財政課長	対馬憲仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	松崎博幸君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	保健福祉課長補佐	福田一輝君
産業創生課長	大沼良司君	産業創生課長補佐	石崎佳典君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	平田充君
学務課長補佐	野田泰寿君	会計管理者	仙福聖一君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 鹿又明仁君 議会事務局次長 長岡紀文君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和2年第1回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、このたびの新型コロナウイルスの感染防止の観点から、会期中における議場でのマスク着用及び出入り口3カ所を開放します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番坂本志郎君及び6番松原臣君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から3月16日まで12日間とし、会議規則第9条第1項及び議案審査のため3月7日から3月15日までの9日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの12日間とし、会議規則第9条第1項及び議案審査のため3月7日から3月15日までの9日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果についての報告がありました。
資料は議長の手元に保管しております。
これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和2年羅臼町議会第1回定例議会において、議員皆様の出席を賜りましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

ただいまお許しをいただきましたので、6件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、火災の発生についてであります。

令和2年中、計3件の火災が発生しておりますので、御報告をいたします。

1件目の火災は、令和2年1月17日金曜日、午前0時47分に覚知した知昭町、澤田功二さん所有の店舗兼住宅火災であり、初動で消防署から消防車3台、消防団から1分団、2分団、3分団が出動しており、同日午前1時44分に第2出動として5分団、6分団が出動しております。消火活動後、同日午前5時55分に火煙及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

2件目の火災は、令和2年2月1日土曜日、午前4時20分に覚知した栄町、澤啓二さん所有の住宅火災であり、ストーブの裏から火が出た、消火器で消火済み、確認してほしいとの通報を受け、消防署から1台の消防車が出動しました。先着した職員により、確認を実施し、同日午前4時31分に火煙及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

3件目の火災は、令和2年2月8日土曜日、午後7時8分に覚知した海岸町、小林廣幸さん所有の倉庫火災であり、消防署から3台、消防団から1分団、4分団、5分団が出動しております。消火活動時、消火栓からの水の供給が少なく、オッカバケ漁港から小型ポンプ等を使用し、揚水し、放水を実施しております。翌日、朝6時5分に火煙及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

いずれの火災も出火原因については、現在調査中です。

2件目は、知床国立公園保護規制に係る計画区域の拡張及び変更についてであります。

北海道目梨郡羅臼町北浜の一部につきまして、知床国立公園の区域の拡張及び保護規制計画の一部変更が生じたので、御報告申し上げます。

変更内容は、国立公園境界に隣接するキキリベツ川及びショウジ川の下流域一帯を含む地域、面積318ヘクタールが新たに第1種特別地域として公園区域に編入され、合わせ

て第3種特別地域内に位置するルサ川河口付近の面積8ヘクタールが第1種特別地域に変更されるものであります。

これらの地域では、原生の自然林が広く分布しており、河川の自然環境や景観が良好に維持され、ヒグマやシマフクロウを初めとする野生動物が高密度で生息する豊かな生態系が残されており、厳正な保護を図る観点から当該変更がなされたものであります。

これによるそれぞれ区域面積は、第1種特別地域が4,148ヘクタールに、第3種特別地域が8,031ヘクタールとなり、陸域での保護規制地域の総体面積は3万8,636ヘクタールから3万8,954ヘクタールとなります。

このたびの計画変更は、環境省が関係省庁や道、町のほか漁協を初め関係機関の了承を得て進められたもので、令和元年9月27日付で公布され、同日施行されましたので御報告を申し上げます。参考といたしまして、計画変更図を配付しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

3件目は、除雪費の補正についてであります。

本年度の除雪費につきましては、昨年12月末まで近年に例を見ない少ない降雪量でありましたが、本年1月上旬及び下旬の大雪により、除雪出動回数及び出動時間が大幅に増加したことから、本年1月31日時点におきまして除雪費の予算執行見込み額が3,720万円となり、予算残額が1,280万円と残り少なく、2月及び3月の除雪費に不足が生じることが予測されたため、2月3日付で今後の執行見込みにより3,000万円の増額補正を専決処分させていただき、今議会に除雪業務委託料の専決処分を報告させていただいておりますので、御了承賜りたくよろしくお願い申し上げます。

4件目は、農山漁村女性活躍表彰についてであります。

あす3月6日付で、羅臼漁業協同組合指導漁業士でおられる田中郁子氏が、農山漁村女性活躍表彰優秀賞となる水産庁長官賞を受賞されますので御報告させていただきます。

本表彰は、農山漁村男女共同参画推進協議会が主催するもので、田中郁子氏のこれまでの地域、社会参画による産業貢献が高く評価されたものです。

田中氏におかれましては、平成6年から19年まで羅臼漁業協同組合・女性部副部長として、また20年から25年までは同部長を歴任され、水産物の付加価値向上と水産業のイメージアップを目標に活躍されてこられました。この間、水産業を取り巻く環境の変化にさいなまれながらも、「浜の母ちゃん「ごっこ市」」を開催し、漁協女性部員がみずから羅臼ならではの調理を施し、市場価値の上まらない魚種のおいしさをPRするなど、地元水産物の付加価値を高め、消費拡大に取り組みされました。

また、食卓の魚離れが進む中であって、水産物の地産地消と食育を目的とする「らうす海の幸コンテスト」の開催のほか、地元の幼稚園や学校での魚を利用した料理教室は、根室管内や札幌市に出向いても行われ、魚食の普及を展開されました。

一方で、海の環境保全にも取り組み、漁協女性部としての活躍の幅を広げ、地元の経済活性はもとより地域を超えて水産業の発展に寄与されております。

このたびの受賞は、町といたしましても大変に名誉なことであり、心より祝福するとともに長きにわたる産業への貢献と御功績に対し、敬意を表するものであります。

5件目は、新型コロナウイルスについてであります。

昨年11月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルスは、全世界に感染が拡大され、日本国内においても多くの感染者が確認されております。このウイルスに対する特定の治療法が発見されていない中、日本政府は感染拡大を防ぐべく、さまざまな対策を講じているところであります。

中でも、多くの感染者が確認されている北海道は、緊急事態宣言を発令し、道内の各企業、市町村、全道民に対し感染拡大の防止策を講じるよう求めております。

当町におきましても、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、幼・小・中・高の各教育現場を臨時休校にするなど、感染拡大を防ぐ対策を講じているところでありますので、町民の皆様におかれましては、どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、一人一人が咳エチケットや手洗いなどを行うことで感染予防となりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスによる観光客のキャンセルが多数発生し、地域経済にも影響が生じておりますことから、これに対する政府の融資制度などの支援策も確認しながら、関連事業者に対して救済策をさらに講じる必要があると判断すれば、羅臼町として独自の対応策を検討をしております。

6件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和2年3月3日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが単価も低くなっていることもありますが、昨年同期と比べ水揚げ数量が半減をしております。

マスは、数量で昨年同期の10分の1でありました。そのため、単価が7倍近くも跳ね上がったことから約3,000万円の減という結果でありました。

スケソにつきましては、残念ながらことしも水揚げ量が減少しており約3,000万円の減となっております。

タラにつきましては、漁獲量はふえましたが、単価が昨年より50円近く安く、金額もほぼ横ばいでありました。

ウニ漁であります。ことしのウニは実入りが悪いということも言われており、折や塩水ウニなども製品での数量が減少しております。殻付ウニの価格も下がっていますので、昨年同期と比べ金額ベースで半減となっている状況であります。ウニにつきましては6月までの漁期ですので、今後を期待するところでございます。

相対的な水揚げ量は横ばいではありますが、単価が下がっていることが影響し、約1億2,000万円の減となっております。

年々落ち込む資源量、漁獲量の激減についても心配されるところでありますが、今後、新型コロナウイルスの影響などで操業や流通、飲食店など卸先の休業や生ものに対する魚離れ

なども想定されることから、不安要素はつきません。

この事態において、基幹産業や経済に与える影響も考えられることから、羅臼漁業協同組合や商工会などと情報共有をさらに強化し、場合によっては必要な対策を講じてまいります。

いずれにいたしましても、一日も早い終息と事故なく大漁を心から願うものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 議案第20号 根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第20号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 62ページでございます。

議案第20号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏名につきましては、半田雅代氏。

住所、野付郡別海町別海宮舞町147番地の7。

生年月日につきましては、昭和29年2月14日でございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

お手元にお渡しをいたしました経歴書にも記載しておりますが、昭和47年に町立別海病院に勤務してから数々の役職を歴任され、現在は「社会福祉法人べつかい柏の実会」の監事を務められております。

半田氏におかれましては、経験、識見とも適任と考えておりますので、議員皆様の御賛同を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第20号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の2ページをお開き願います。

報告第1号専決処分した事件の承認について、また、この後予定をしております議案第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第5号まで、また議案第12号、13号、14号、また議案第17号、18号、19号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては令和2年2月3日でございます。

3ページでございます。

令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,200万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

19款1項繰越金3,000万円を追加し、6,111万9,000円。

歳出の財源調整として前年度繰越金に求めたものであります。

歳入合計3,000万円を追加し、46億3,200万3,000円となるものでございます。

5ページでございます。

歳出でございます。

7款土木費3,000万円を追加し、3億779万9,000円。

2項道路橋りょう費3,000万円を追加し、3億648万7,000円。

先ほど、町長の行政報告にもありました除雪費の専決処分であります。1月初旬と下旬に降雪が続いたことにより、除雪費の不足が見込まれることから2月3日付で専決させていただいたところでございます。なお、2月末の除雪費として約7,299万1,000円の支出となっております。

歳出合計3,000万円を追加し、46億3,200万3,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第 1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の6ページをお願いいたします。

議案第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,489万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,710万7,000円とする。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款使用料及び手数料21万3,000円を減額し、1億905万5,000円。

1項使用料21万3,000円を減額し、8,075万1,000円。内容につきましては、公民館の解体に伴い、公民館使用料を減額するものであります。

14款国庫支出金1,600万7,000円を減額し、2億2,316万7,000円。

1項国庫負担金190万7,000円を減額し、1億3,224万5,000円。これは、児童手当に不用額が生じる見込みであることから、児童手当等負担金が減額となるものでございます。

2項国庫補助金1,421万4,000円を減額し、8,858万円。合併処理浄化槽設置事業補助金で122万円。町営住宅等長寿命化事業で676万1,000円。橋りょう長寿命化事業で623万3,000円の減額ですが、それぞれ事業確定によるものでございます。

3項国庫委託金11万4,000円を追加し、234万2,000円。国民年金システムの改修に伴い、全額が国から措置されるものでございます。

15款道支出金1,052万5,000円を減額し、1億7,697万5,000円。

1項道負担金121万5,000円を減額し、8,097万1,000円。これにつきましては、後期高齢者医療保健基盤安定負担金の確定により、74万3,000円の減額。また、児童手当に不用額が生じる見込みでありますので、47万2,000円の減額となるものであります。

2項道補助金931万円を減額し、7,910万6,000円。内容につきましては、公民館の解体によりまして、当初予定しておりました公民館のトイレ改修工事が実施できなくなったことで1,260万円全額を減額。また、防災備蓄品整備事業の事業費が確定し

たことから21万円が減額されます。また、移住促進事業に対する交付金100万円と防災関係の洪水シミュレーション作成委託事業に対する交付金90万円。さらに、羅臼漁協が実施します養殖ホタテ貝漁業施設整備事業及び製品開発促進事業に対して160万円がそれぞれ地域づくり総合交付金が確定したことから追加するものであります。

17款1項寄附金100万円を追加し、5億200万9,000円。図書購入及び図書環境整備事業資金として善意の寄附を受けたものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金85万円を追加し、2億4,984万3,000円。これにつきましては3件ありまして、1件目は文教施設整備基金繰入金に1,123万8,000円の追加。2件目は公共施設整備基金繰入金から974万円を減額。3件目は地域福祉基金繰入金から64万8,000円の減額で、それぞれ事業の確定によるものでございます。

19款1項繰越金2,528万3,000円を減額し、3,583万6,000円。内容につきましては、歳出の財源調整のため、その財源を前年度繰越金から減額するものでございます。

20款諸収入13万7,000円を減額し、4,217万円。

3項雑入13万7,000円を減額し、4,171万4,000円。これにつきましては、公民館の解体に伴いまして公民館のコピー料収入を減額するものでございます。

21款1項町債6,458万1,000円を減額し、3億8,500万2,000円。内容につきましては、3件あります。1件目は、土木債から50万円の減額であり、橋りょう長寿命化事業の事業費確定によるものでございます。2件目は、教育債で3,120万円の減額であります。当初予定しておりました公民館のトイレ改修工事が実施できなくなったことにより630万円の減額。また、公民館解体事業の事業確定により2,360万円の減額。さらに、町民体育館耐震改修設計委託業務の事業確定により130万円の減額であります。3件目は、臨時財政対策債で3,288万1,000円の減額であり、借入額の確定によるものでございます。

歳入合計1億1,489万6,000円を減額し、45億1,710万7,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費235万円を減額し、3,641万6,000円。旅費の減額でございます。

2款総務費967万9,000円を減額し、11億9,951万8,000円。

1項総務管理費945万3,000円を減額し、11億5,644万8,000円。内容につきましては、図書に対する寄附金として体育文化振興基金積立金へ100万円の積み立て。町有バス運行にかかわる負担金の確定により265万7,000円の増。さらに、町営住宅緑町団地建設工事の実施設計の入札減や町営住宅除却事業、さらに峯浜町有地測

量委託の事業費確定で1,311万円の減であります。

7項防災費22万6,000円を減額し、1,066万6,000円。防災備蓄品整備による事業確定で42万7,000円の減と、防災無線発電機修繕で20万1,000円の増額になります。

3款民生費、417万8,000円を減額し、5億2,647万4,000円。

1項社会福祉費、148万2,000円を減額し、4億3,914万2,000円。これは、介護福祉士実務研修の事業確定により64万8,000円の減。また、後期高齢者医療事業特別会計操出金を99万3,000円減。介護保険事業特別会計操出金がシステム改修費などで15万9,000円増となるものであります。

2項児童福祉費281万円を減額し、8,714万9,000円で、児童手当の事業確定によるものでございます。

3項国民年金事務取扱費11万4,000円を追加し、18万3,000円。国民年金にかかわるシステム改修であります。

4款衛生費3,467万3,000円を減額し、7億117万8,000円。

1項保健衛生費2,708万9,000円を減額し、2億9,973万円。これは、墓地区画返還で26万円。また、熊の出没増加により鳥獣被害対策隊員講習が20万円。さらに、未熟児養育医療負担金の確定により5万1,000円がそれぞれ増額であります。さらに、診療所に対する特別調整交付金の増額により一般会計からの操出金2,199万5,000円と合併浄化槽設置補助金の確定により560万5,000円が減額になります。

3項清掃費758万4,000円を減額し、3億9,522万9,000円。これは、根室北部衛生組合負担金で469万2,000円。廃棄物処理広域連合負担金で289万2,000円が事業確定により減額されるものでございます。

5款農林水産業費160万円を増額し、6,462万2,000円。

3項水産業費160万円を増額し4,133万2,000円。羅臼漁協の事業で、養殖ホタテ貝漁業整備と製品開発事業に対しての北海道地域づくり総合交付金が決定になったものでございます。

7款土木費1,211万6,000円を減額し、2億9,568万3,000円。

2項道路橋りょう費1,211万6,000円を減額し、2億9,437万1,000円ですが、緑町公住補修の設計と幌萌橋の撤去工事の事業確定によるものでございます。

8款教育費4,646万5,000円を減額し、3億8,613万円。

2項小学校費180万1,000円を追加し、4,329万3,000円。公民館と体育館の休止に伴い、各団体が学校を利用したことにより、燃料費と光熱費が増加したものでございます。

4項幼稚園費330万2,000円を減額し、1,855万9,000円。これは、代替教諭の事業確定によるものでございます。

5項社会教育費3,090万9,000円を減額し、1億1,294万6,000円。これ

は公民館解体に伴うもので、当初予算で計上しておりました公民館多目的トイレ設置工事や公民館施設管理費が1,980万9,000円と解体工事費の確定で1,110万円を減額するものでございます。

6項保健体育費1,405万5,000円を減額し、1億4,702万2,000円。これにつきましては、給食センターの燃料費が46万5,000円の増と臨時調理員の賃金74万2,000円の減。さらに、体育館の休止に伴いまして施設管理費1,377万8,000円の減額となるものでございます。

9款1項公債費473万5,000円を減額し、3億8,519万3,000円。借入利率が確定したことに伴う元利償還金の執行残です。

10款1項職員費230万円を減額し、7億8,563万7,000円。決算見込みによる減額でございます。

歳出合計1億1,489万6,000円を減額し、45億1,710万7,000円となるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正変更でございます。

1件目は、畜産担い手育成総合整備事業負担金で標津町と合同で実施しております草地整備事業の整備面積が増加したため、限度額を1,084万6,000円から2,910万円に変更するものでございます。

2件目は、羅臼小学校、春松小学校パソコン等整備費で入札により契約金額が確定したため、限度額を7,789万9,000円から7,183万3,000円に変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正変更でございます。五つの事業の変更でございます。

1件目の橋りょう長寿命化事業債及び3件目の公民館解体事業債、4件目の体育館耐震改修事業債につきましては、事業費の確定に伴い限度額を450万円から400万円、6,870万円から4,510万円、2,290万円から2,160万円にそれぞれ変更するものでございます。

5件目の臨時財政対策債につきましては、借入額の確定に伴い限度額を1億1,518万3,000円から8,230万2,000円に変更するものでございます。

2件目の公民館施設改修事業債につきましては、当初予定しておりましたトイレ改修工事が公民館の解体により実施できなくなったことにより、限度額を全額減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

以上であります。事項別明細書をお手元に別冊資料として配付させていただいておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。
質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 8 議案第 2 号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康
保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 8 議案第 2 号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 12 ページをお願いします。

議案第 2 号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,214 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,484 万 4,000 円とするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

13 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4 款道支出金に 2,199 万 5,000 円を追加し、6 億 4,590 万 2,000 円。

1 項道補助金に 2,199 万 5,000 円を追加し、6 億 4,590 万 1,000 円。へき地直営診療所の運営に対して認められた特別調整交付金が、当初の予算額より増額となったため国民健康保険診療所特別会計繰出金に 2,199 万 5,000 円を追加するものでございます。

続きまして、6 款繰入金に 14 万 8,000 円を追加し、6,117 万 8,000 円。

1 項基金繰入金に 14 万 8,000 円を追加し、42 万 4,000 円。内容につきましては、平成 30 年度特定健診、特定保健指導負担金の確定による返還金が生じたため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入合計 2,214 万 3,000 円を追加し、10 億 7,484 万 4,000 円となるものでございます。

14 ページをお願いします。

歳出でございます。

8款諸支出金に2,214万3,000円を追加し、7,883万9,000円。

1項償還金及び還付加算金に14万8,000円を追加し、99万円。平成30年度特定健診、特定保健指導負担金の確定により返還金が生じたため、償還金利子及び割引料に追加するものでございます。

2項繰出金に2,199万5,000円を追加し、7,784万8,000円。診療所の運営に対して認められた特別調整交付金が、当初の見込みを上回ったことによる増額補正でございます。

歳出合計2,214万3,000円を追加し、10億7,484万4,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る3月3日開催の令和2年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料34ページから39ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第9 議案第 3号 令和年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第3号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第3号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算であります。

今回の補正予算につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステムの改修費用並びに高額介護サービス費で予算不足が見込まれることから、それぞれ追加補正をお願いするものであります。また、包括支援センター管理運営に係る委託料で、今年度以降契約更新となることから、債務負担行為で追加をお願いするものでございます。

令和元年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,684万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるものであります。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料13万8,000円を追加し、8,954万8,000円。これは、予算不足が見込まれる高額介護サービス費の60万円の増額に伴うルール分として追加するものであります。

3款国庫支出金31万6,000円を追加し、1億1,248万7,000円。

1項国庫負担金12万円を追加し、7,935万1,000円。高額介護サービス費の増額に伴うルール分として追加するものであります。

2項国庫補助金19万6,000円を追加し、3,313万6,000円。これにつきましても、高額介護サービス費の増額に伴うルール分として3万円。また、法改正に伴うシステム改修費の補助金として16万6,000円。合わせて19万6,000円を追加しております。

4款1項支払基金交付金16万2,000円を追加し、1億1,350万1,000円。高額介護サービス費の増額に伴うルール分として追加するものであります。

5款道支出金7万5,000円を追加し、6,080万6,000円。

1項道負担金7万5,000円を追加し、5,447万3,000円。高額介護サービス費の増額に伴うルール分として追加するものであります。

7款繰入金15万9,000円を追加し、9,391万1,000円。

1項他会計繰入金15万9,000円を追加し、8,228万5,000円です。高額介護サービス費の増額に伴うルール分として7万5,000円。また、システム改修費の保険者負担金として8万4,000円。合わせて15万9,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

歳入合計は、85万円を追加し、4億7,684万5,000円です。

17ページで、歳出でございます。

1款総務費25万円を追加し、597万2,000円。

1項総務管理費25万円を追加し、350万8,000円。これにつきましては、介護保険システムの改修費でございます。

2款保険給付費60万円を追加し、4億1,178万円。

3項高額介護サービス等費60万円を追加し、1,167万円。高額給付費を必要とする利用者の増加に伴いまして、予算不足が見込まれることから追加補正をお願いするものでございます。

歳出合計は、85万円を追加し、4億7,684万5,000円でございます
18ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

包括支援センター管理運営に係る委託料の追加であります。期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、限度額は6,156万円でございます。

以上でございますが、別冊資料の事項別明細書40ページから47ページに詳細を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。
質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第 4号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者
医療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第4号令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の19ページをお願いします。

議案第4号令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,832万9,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

20ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金から99万3,000円を減額し、1,883万3,000

円。内容につきましては、令和元年度の後期高齢者医療基盤安定化負担金の額が決定したことによる減額補正でございます。

歳入合計 99万3,000円を減額し、6,832万9,000円となるものでございます。

21ページをお願いします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金から99万3,000円を減額し、6,665万5,000円。内容につきましては、先ほど説明いたしました保険基盤安定化負担金の決定に伴い減額するものでございます。

歳出合計 99万3,000円を減額し、6,832万9,000円となるものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料48ページから53ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第11 議案第 5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第5号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の22ページをお願いいたします。

議案第5号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算であります。

令和元年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

23ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

今回の補正につきましては、歳入内訳の変更でございます。知床らうす国民健康保険診療所の運営に対し交付される特別調整交付金につきましては、一時国保会計で受け、同額を診療所会計に繰り入れておりますが、この特別調整交付金の額が2,199万5,000円増額となったことから、国保会計からの繰入金を増額し、一般会計からの繰入金を同額の2,199万5,000円を減額するものでございます。

歳入です。

2款繰入金1項他会計繰入金、増減はなく2億485万5,000円です。歳入歳出ともに、合計額に変更はございません。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の54ページから57ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございますが、この補正予算につきましては3月3日開催の令和2年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、原案のとおり了承いただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで休憩といたします。11時15分から再開をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第12号 羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第12号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の49ページをお願いいたします。

議案第12号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

50ページをお願いいたします。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する各種法令が一部改正されたことから所要の改正を行うものです。

これまで大きな災害が発生するたびに、多くの被災者が利用しております災害援護資金ではありますが、特例が設けられた東日本大震災を除いては10年で返済することとされておりましたが、現状では生活再建を行うに当たり、非常に困難な方が多いことから、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、免除の特例等について措置をするものでございます。

町条例におきまして、償還等を定めております第15条第3項を次のように改めるものであります。

第3項償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用するものであります。

なお、参考資料に改正する条例の概要及び新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第13 議案第13号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第13号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の51ページをお願いします。

議案第13号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

52ページをお願いします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める人員の確保が困難な場合が多く、事業に従事する者及びその員数に係る従うべき基準について、現行の基準の内容を参酌すべき基準とすると昨年10月に基準省令の改正がされ、人員基準が地域の実情に応じて定めることが可能となったことから本条例の見直しを行うものです。

続きまして、改正条文でございます。

第10条第2項ただし書き中、「第5項」を「第6項」に改め、同条中「第5項」を「第6項」に、「第4項」を「第5項」とし、同条第3項第3号及び第9号中「2年以上」を「1年以上」に改め、同項第10号中「5年以上」を「3年以上」に、「市町村長」を「町長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。「前項の規定にかかわらず、一の支援の単位の利用者の数が6人以下となる時間帯において、緊急事態が発生した場合に適切かつ迅速に対応するための必要な体制が整備されているときは、放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに1人とすることができる。」

附則第2条中、「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございますが、参考資料30ページ、資料28に本条例の概要、同じく参考資料32ページ、資料29に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第14 議案第14号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正

する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第14号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 53ページをお願いいたします。

議案第14号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

54ページをお願いいたします。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、本年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律により、債権関係の規定の見直しが行われることとなり、国土交通省の公営住宅管理標準条例案が改正され、保証人に関する規定が削除されたことに伴いまして、羅臼町におきましても住宅に困窮する低額所得者の方に低廉な家賃で住宅を供給する役割や、近年身寄りの少ない単身高齢者が増加傾向にある状況を鑑みまして、入居要件から連帯保証人の規定を削除し、実質的に連帯保証人が果たしている緊急時の連絡先としての役割を明確にするため、緊急連絡先の届け出をすることを規定するものであります。

改正条文でございます。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「町内に居住し、独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人」を「日本国内に居住している者を緊急連絡先として」に改め、同条第3項中「保証人」を「緊急連絡先」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置でございます。改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後に提出する請書について適用し、同日前に提出した請書については、なお従前の令による。

別冊参考資料34ページ、資料30に改正の概要、35ページ、資料31に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 15 議案第 17号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 15 議案第 17号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 59ページをお願いいたします。

議案第 17号工事請負契約の締結についてでございます。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。羅臼町町営住宅緑町団地建設工事（Aブロック）

2、契約の方法。一般競争入札。

3、契約金額。1億9,855万円。

4、契約の相手方。酒井・加我・佐久間特定建設工事共同企業体。代表者住所、北海道目梨郡羅臼町栄町11番地6。氏名、有限会社酒井建設 代表取締役酒井孝幸でございます。

参考といたしまして、予定工期は、契約締結の翌日から令和2年10月30日までを予定しております。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料36ページ、資料32及び37ページ、資料33に工事計画図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 16 議案第 18号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 16 議案第 18号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、離籍退場を求めます。

(小野議員 離席退場)

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐野健二君) 60ページをお願いいたします。

議案第18号工事請負契約の締結についてでございます。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。町道植別2号線道路改良舗装工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。1億9,514万円。

4、契約の相手方。鈴木・小川・小野経常建設共同企業体。代表者住所、北海道目梨郡羅臼町栄町100番地。氏名、鈴木産業株式会社 代表取締役鈴木八之助でございます。

参考といたしまして、予定工期は、契約締結の翌日から令和2年10月20日までを予定しております。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料38ページ、資料34に工事の計画図を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。

質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

小野哲也君、入場着席願います。

(小野議員 入場着席)

◎日程第17 議案第19号 町道路線の廃止及び認定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第17 議案第19号町道路線の廃止及び認定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐野健二君) 61ページをお願いいたします。

議案第19号町道路線の廃止及び認定についてでございます。

道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、次の町道路線の廃止及び認定について議会の議決を求めるものでございます。

このたびの町道路線の廃止及び認定につきましては、羅臼町橋りょう長寿命化修繕計画

に基づき、令和元年度町道幌萌公園線にかかる幌萌橋を撤去したことから、路線の起終点の変更に伴いまして、一旦路線を廃止し起終点及び延長を変更して認定するものでございます。

廃止する路線でございます。

路線名、幌萌公園線。

起点、幌萌町5番地5地先。終点、幌萌町5番地4地先。

認定する路線でございます。

路線名、幌萌公園線。

起点、幌萌町5番地4地先。終点、幌萌町5番地1地先でございます。

別冊参考資料39ページ、資料35に路線廃止図、40ページ、資料36に路線認定図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。
質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。1時から再開いたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 町長・教育長行政執行方針の説明

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 町長、教育長の行政執行方針の説明を求めます。

最初に町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和2年羅臼町議会第1回定例会の開催に際し、本年度予算案及びそのほかの諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様にご理解と御協力をお願い申し上げます。

本年は、羅臼町120年、町政施行60年、世界自然遺産登録15周年を迎える記念すべき年でございます。

テーマは、「これまでも これからも 知床とともに」。

先人の方々が守り、発展させてきたこのまちを後世に引き継ぎ、羅臼町の歴史を残す思いを込めたテーマとさせていただきました。改めて盛大な式典を行う予定はありません

が、節目の年でもありますことから、羅臼町の各大使にも従来のイベント等に花を添えていただければと御協力をお願いしているところであります。町民皆様にも御協力をいただきながら、記念式典等の各種周年事業を執り行ってまいります。

当町は、基幹産業である漁業の低迷により、まち全体が大きな影響を受け、人口減少も加速化し大変厳しい状況にあります。120年を迎える羅臼町は、この先150年、200年と次世代へ引き継いでいくため、今、この時代に生きる私たちができることを意識づけし、取り組むことが求められおります。

特に、持続的な産業の確立と安定化は、当町にとって重要な課題であり、その実現に向けては、新たな視点と考え方に立ち、羅臼漁業協同組合を初め、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会ほか産業団体の皆様と一帯となり、産業の活性化に努力してまいります。

また、町民皆様との会話を通じて、さまざまな意見をいただきながら、しっかりとした計画のもと行動し、時には大きな改革を思い切って実行して町民一人一人が安らぎや幸せを感じられるまちづくりを目指してまいります。

令和という新しい時代を迎え、間もなく1年になろうとしております。昨年を振り返りますと、何と言っても浜の状況が厳しく、ここ数年の漁獲量の減少は漁業は基幹産業である羅臼町全体に大きな影響を与えており、危機的な状況にあると言えるでしょう。

主要魚種の中で、これまで安定した水揚げを続けてきた秋サケも極端な不振に見舞われる事態が続いております。昨年11月には、思ってもいなかったイカが来遊し、浜に活気をもたらしてくれましたが、今後の不安を解消してくれる資源とはなっていないのが現状であります。

当町に限らず、全道的、全国的に資源の減少や来遊する魚種の変化が出ているのは、一時的なものなのか、それとも地球規模での温暖化が影響しているものなのか、専門家の意見や漁業者の経験などを参考に活気ある浜を取り戻すため、羅臼漁業協同組合と連携し、原因究明と対策に取り組んでまいります。

これから先も漁業が基幹産業であることには変わりありませんが、当町の経済に柔軟性や多様性をもたらすためには、いろいろな可能性を探る必要性も感じております。

その一つとして、羅臼自慢の水産物にさらなる付加価値をつけ、全国にPRするため、「知床らうすブランド」や「ふるさと納税」の取り組みについては、地域振興の観点からさらに強く進めていくこととしております。

事業者の皆様のご努力によって、町の成長産業となっている観光業を後押しするため、また流動人口の増大による商工業や飲食店の活性化を図るため、知床羅臼のPRや雇用創出に向けた企業誘致など、トップセールスマンとして積極的に行ってまいります。

全国的な問題となっている少子高齢化や人口減少による人材不足は、当町においても大きな課題であります。人材不足は、都市集中型の構造に加え、地域経済や産業の衰退が要因とされておりますが、医療や福祉事業、環境や観光事業、移住対策やふるさと教育の充実なども踏まえ、トータルで魅力ある知床羅臼のまちづくりを町民の皆様や応援いただい

ている全国の皆様とともに取り組んでいかなければと考えております。

近隣7町で取り組んでまいりました知床ナンバーにつきましては、ことし5月ごろに交付が開始されます。現在のナンバーから変更して取りつけることも可能ですので、一人でも多くの方に知床ナンバーをつけて移動していただければ、それこそが動く広告塔としてPRにつながるものと思っております。

北方領土問題につきましては、ふるさとの島に行くこともできない状況が続いておりますが、元島民の方々の思いを考えると、一日も早く自由に行き来できることを切望しております。北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉を後押しし、国民一丸となって北方領土返還要求運動に取り組み、国民世論を盛り上げていくことが何より重要だと考えているところでありますので、これらかも粘り強く北方領土問題に関連する各種事業などに取り組み、関係団体と連携をさらに強化し、全国に北方領土の早期返還を積極的に訴えていく決意であります。

ここ数年、公共施設の老朽化などによって、施設の補修や使用制限をしなければならなく、また、公民館は解体せざるを得ない状況になるなど、町民の皆様には大変な御不便をおかけしております。厳しい財政状況の中、優先順位をつけ、計画的に補修・改修・建設を進めてまいりますので、どうか御理解いただければと思っております。

今年度の大きな事業としては、町民体育館の耐震改修や緑町団地の建設のほか、1次医療圏域の当町にとって重要な患者輸送のための高規格救急自動車の更新も行いたく、予算計上しておりますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

昨年度、期日を決めずに議論をしていくこととした一校一園化につきましては、適正配置計画を作成した後、教育関係者や町民の皆様の意見をいただきながら、教育環境構築に努めてまいります。また、小学生の英語教育が本格化することや子どもたちの語学力向上を目指すため、羅臼町独自にALT（外国語指導助手）の増員を予定しております。世界の共通語である英語を身につけることで、世界的視野の広がりや将来の選択肢がふえることにつながるものと信じております。

2015年に国連総会で採択され、日本国内でも取り組みが始められておりますSDGs（持続可能な開発目標）の17目標を基本に、当町の未来構築のために今できることは何なのかを考え、行動に移していきたいと思っております。

例えば、世界自然遺産地域のまちとして、海と生きる当町が未来永劫この豊かな羅臼の海や資源を次世代に残していくためには、14番目の目標に掲げられている「海の豊かさを守ろう」という項目への取り組みは欠かせないものであります。SDGsの目標項目の中から、町や町民一人一人が無理なく取り組んでいけるものは何かを探っていく、当町の目標を設定したいと考えておりますので、まずは、SDGsとは何かを理解していくため、職員の研修や町民への勉強会なども企画してまいります。私の就任以来掲げてきた「Kプロジェクト」もリンクさせながら、知床羅臼の未来を考えるアンダー60創造会議や知床羅臼を支えるオーバー60協力隊などからの御意見もいただき、気づきから行動へ

とつなげていき、目標意識を持った町民運動へと発展していくことを願っています。

これからの羅臼町を取り巻く環境は、決して明るいとは言えませんが、120年いや、もっと前からこの町を紡いできた先人の思いを後世につなげていくため、この難局を乗り越えていかなければなりません。

議員の皆様初め、町民の皆様の町政への御理解、御協力を心からお願いする次第であります。

以下、令和2年度のまちづくりの基本方向について主要な施策の概要を申し上げます。

初めに、地域を支える産業の活性化についてであります。

当町の基幹産業である漁業の低迷が続いており、漁業を取り巻く状況は大変厳しいものであります。特に、定置漁業の主要魚種である秋サケの不漁は深刻で、不漁であった前年をさらに大きく下回り、数量で61%、金額で56%の水揚げとなりましたが、11月中旬以降のイカの盛漁により盛り返し、年間鮮魚取扱高全体としては、昨年並みに維持されたところであります。

製品では、天然昆布が大きく減産し、昨年対比で43%程度の生産にとどまり、鮮魚製品を合わせた総取扱金額は3年連続の80億円代となりましたが、幸いにもイカの来遊があつての結果であり、水産業については非常に不安定で、行き先の見えない状況であると言わざるを得ません。

地域経済が漁業に支えられている当町としては、引き続き持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進を基本に、羅臼漁業協同組合の増養殖事業や種苗放流事業の取り組みを支援してまいります。

漁業従事者を多く抱える当町ですが、本来、魅力ある雇用の場であつた漁業は、水産資源の減少に伴い、後継者や従事者の確保が困難な状況に変化しております。安定した収入確保と雇用形態のあり方についても、羅臼漁業協同組合と連携し、模索していかなければならないと感じております。

地球温暖化に伴う海水温の上昇やとれる魚の種類が変わるなどの自然環境の変化により、日本各地でさまざまな影響を及ぼしておりますが、当町の水産業を次の世代につなげていくために、関係機関の協力を得ながら、資源管理や増養殖など、このまちでできることに尽力してまいります。

平成18年から取水を始めた海洋深層水ですが、近年取水量の低下が著しく、現在は初期設計の4割程度となっております。羅臼漁業協同組合の協力を得て、節水に努めておりますが、生産者には多大なる御不便をおかけしているところであります。取水量減少の原因究明に向け、取水管内の調査や逆洗浄などの対応を行ってまいりましたが、原因を特定するには至っておりません。

当町の水産業にとって、深層水は必要不可欠なものであり、その確保は重要な課題であることから、羅臼漁業協同組合及び北海道開発局、北海道と十分な協議を重ね、早期に深層水の安定確保を図っていくこととなっております。また、今後の永続的な維持管理を図

るため、いまだ解明されていない取水量減少の原因についても調査をしております。

知床半島と国後島との狭隘な海域において繰り返されるロシア連邦トロール船の根こそぎ操業により、根室海峡に生息する水産生物資源の減少が顕著であります。また、漁網・漁具被害の頻発しており、多大な負担を強いられている漁業者の経営は、さらに圧迫されているとともに、水産加工業や小売業、飲食業を含め漁業関連産業に与える影響は計り知れません。

加えて、ロシア国境警備局による長時間の拘束を伴う臨検が頻繁に行われ、帰港時間の遅延等により、競り時間に間に合わないなど、漁業生産活動に大きな支障が生じておりますので、水産資源の保護と安全・安心な操業ができるよう、引き続きロシア側に対する強い働きかけを国や北海道へ要請しております。

酪農業の振興につきましては、乳価や個体価格の維持もあり、生乳生産量も安定している状況にあります。国際貿易協定など依然として先行き不透明な状況下におかれており、今後も地域農業の発展につなげるため、標津町農業組合及び標津町とも連携を図りながら各種補助制度等を活用し、生産規模の維持に資するよう、引き続き生産基盤の整備、支援を図っております。

観光の振興につきましては、日本丸の帰港や観光船による夏期のホエールウォッチング、冬期の流氷、バードウォッチングなどが好調であり、年間を通して多くの観光客が訪れていただいておりますので、関係機関とともにさまざまな機会に知床羅臼のPRを積極的に展開し、さらにより多くの観光客誘致と交流人口・関係人口の拡大を図っております。また、外国人観光客も多く訪れておりますので、案内標識や誘導看板の多言語表示化に向けて順次進め、インバウンドへの対応を充実させてまいります。

観光の拠点であります道の駅「知床・らうす」につきましては、来場者の安全性と利便性の向上並びに周辺全体の活性化を図る必要があることから、これまで臨時駐車場として使用しておりました土地の取得を令和元年度内に終え、舗装化等を含めた周辺整備を進めてまいります。

広域観光としては、関係機関との連携により、根室地域のブランディング及びセールスツールを活用し、交流人口の増加と拡大を図るとともに、教育旅行の誘致に活動に積極的に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、漁業者が酪農ヘルパーとして従事することで、農業の人手不足解消と漁業の通年雇用を模索してまいりましたが、通年雇用の課題を抱える業種は多くありますので、漁業と農業に限定することなく、より多くの就業マッチングの可能性を探っております。

人口減少や地域活力の維持向上といった地域課題解決のためにも、雇用の確保は重要な課題でありますので、企業誘致を含めた雇用の場をつくるための新たな産業創出を目指し、当町の魅力を発信するトップセールスに務めてまいります。

商工業の振興につきましては、ふるさと納税事業が地域経済を支える商工振興施策とし

で定着しておりますが、さらなる充実を図るためには、産業関係団体や関係企業と連携し、「知床らうすブランド」認証品を初めとする地場産品を効果的にPRしてまいります。羅臼ファンを獲得することは、当町の活性化に重要な施策と考えており、SNS等を活用した情報発信の強化や各種イベントへの参加などを通じて、世界自然遺産知床の価値と羅臼町の魅力を発信してまいります。

知床羅臼の知名度向上は、産業各分野での取り組みにもつながり、相乗効果による好循環が期待されることから、積極的なPR活動に努めてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

近年、日本全国で多発する自然災害は、当町においても例外ではなく、地震や津波が襲来する可能性のある地域として平時から防災対策への取り組みが町の責務として重要であると認識しております。防災対策の取り組みとして、各種災害に備え、全町民を対象に地震・津波を想定した防災訓練を実施し、住民の一斉避難訓練やシェイクアウト訓練のほか、各関係機関による注意喚起や情報伝達訓練などを実施するとともに、今年度は2年に一度実施している羅臼町総合防災訓練において、陸上自衛隊釧路駐屯地第27普通科連隊や羅臼海上保安署、中標津警察署、羅臼消防署などの関係機関に御協力をいただき、情報の共有と伝達、連携を重視した訓練を実施し、地域住民にも参加いただき、防災意識の向上を図ってまいります。

さらに、冬期間の避難訓練につきましても関係機関からの助言や町内会等の協力をいただきながら、町民を対象とした訓練実施に向けて取り組んでまいります。

大規模な土砂災害が発生した際には、一部地域で防災行政無線が唯一の情報伝達手段となりましたが、防災情報伝達手段の多様化を図るため、防災行政無線や緊急速報メールのほか登録制の防災メールの運用も行っており、気象情報や通行動め情報などを発信できる体制となっております。登録制の防災メールは、町外に滞在中でも情報を入手することができるとともに、複数の情報手段を確保していただくためにも、引き続き登録者の増加に向けた取り組みを推進してまいります。

防災教育としては、幅広い各層に防災意識が浸透し、自助・共助・公助が連携する社会を目指して、防災教育の輪を広げていく取り組みを進めるため、町民が災害についてさまざまな知識を持ち、いざというときに適切な行動をとることができるよう継続的な防災教育に取り組むことが必要となっております。

今年度も、昨年度同様に羅臼小学校で一日防災学校の実施を予定しておりますので、教育委員会、関係機関等と連携しながら積極的に支援してまいります。

災害は、いつどこで起こるか分かりません。自分の命は自分で守るという防災の原点に立ち、町民一人一人が日ごろから災害に備えるとともに、防災に対する意識の向上を図り、町民の安全・安心を確保するため、引き続き防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

町営住宅につきましては、羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい町

営住宅の適正な活用を図るために、計画的な建てかえや改善の実施により良質な町営住宅の形成をするとともに、適正な供給戸数の確保による住宅セーフティネットづくりを進め、安全・安心に住み続けられる良質な町営住宅の形成を基本目標に進めてまいります。

今年度は、緑町団地の建てかえ事業を推進し、2棟8戸の建設工事と外構整備工事を実施してまいります。また、引き続き活用を図る緑町団地の住棟につきましても、予防保全的な改善と居住性を向上させる改善を目指し、1棟4戸の断熱改修工事に着手するとともに、来年度以降も建てかえ事業及び改善事業を推進してまいります。

全国的に大きな問題となっております空き家対策ですが、空き家バンクにもなかなか登録がされず、適切に管理されていない老朽化した空き家も解決されない状況にありますので、引き続き空き家台帳を更新し、問題解決に向けて所有者等の特定や助言・指導を行ってまいります。

上水道につきましては、町民生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つである水道を将来にわたって安定して供給できるよう努めてまいります。

今年度は、料金収入の減少や施設の老朽化などから水道事業の安定運営を図るため、12年ぶりに水道料金を改定させていただきました。今後も、人口減少が見込まれることから、事業形態の移行にも視野に入れ、老朽化施設の更新計画策定に向け、調査検討を進めると同時に、未収金対策や経費節減に努めてまいります。

防犯、暴力追放の活動・取り組みにつきましては、羅臼駐在所と連携を図り、羅臼町防犯協会等の関係団体と一体となり、昨今、横行する振り込め詐欺や還付金詐欺など、悪質な犯罪の早期発見に努め、町民への情報提供や注意喚起を図り、犯罪の未然防止や町民が犯罪に巻き込まれないように取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、全国各地で交通事故による悲しい出来事が毎日のように起きております。当町においても例外ではありませんので、中標津警察署、羅臼駐在所にパトロールの強化の御協力をいただきながら、町民の皆様にはみずからも被害者あるいは加害者となる可能性があることを、いま一度御理解いただくため、羅臼町交通安全協会などとも連携し、交通安全の啓蒙普及活動に取り組んでまいります。

また、飲酒運転は高い確率で事故につながり、人を死に至らしめる非常に許しがたい危険な行為でありますので、地域全体の問題と捉え、断固とした態度で飲酒運転の根絶に向けて行動してまいります。

次に、幸せを感じる医療・保健・福祉・介護の充実についてであります。

町民一人一人が地域内で安心して生活をしていくためには、診療所や在宅での医療サービス、健康づくりを中心とした保健サービス、リハビリや介護などの福祉サービスを関係者が連携して進めていくことが重要となっております。

こうした環境を支えるための重要な基盤である知床羅臼国民健康保健診療所の運営につきましては、指定管理者であります孝仁会にお願いし、本年で9年目となります。常勤医としては、昨年4月に着任いたしました木島所長お一人となっておりますが、派遣医師の

確保や各種専門外来の診療など、ほぼ支障のないように運営をしていただいております。

北海道の医療計画では、高齢化が進行する中、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととしております。また、医療情報ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現に向けた取り組みを推進強化しており、このような取り組みを利用して2次医療圏域であります町立中標津病院や管内の公立病院、3次医療圏域であります釧路市内の主要な病院と医療連携ネットワークである「たんちょうネット」で情報共有ができる仕組みになっております。

診療所には、1次医療圏域での24時間救急の受け入れや14床の入院病棟の確保など、かかりつけ医としての役割を果たしていただくようお願いをしておりますので、今後も体制を維持していけるよう医師並びに看護師などの専門職員の確保を考仁会と連携して取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムにおける中核機関である地域包括支援センターの運営を考仁会にお願いし、3年が経過いたしました。徐々に利用者がふえてきておりますので、今後もセンターとの連携を密にし、機能強化が図られ、より専門的で質の高いサービスが提供できるよう支援してまいります。

人生100年時代を見据え、誰もがより長く元気に活躍できるよう健康寿命を延伸することが大切であり、ますます疾病の予防や健康づくり事業を推進していくことが重要な課題となっておりますので、町が実施する国保と高齢者の保健事業を効果的に接続し、病気の重症化を予防し、医療費の適正化を図ってまいります。

生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健診を多くの方に受けていただけるようさまざまな対策を講じているにもかかわらず、依然として受診率が低い状況が続いており、受診率が30%に満たない保険者へは、昨年度から支援金が減額されることとなりました。できる限り多くの方に受診していただきたく、今年度は国保の加入者の特定健診料金を無料としますので、年1回は必ず受診を受けていただきますようお願いいたします。また、昨年度に引き続き健診の受診勧奨に力を入れるとともに、個々の健診結果に基づいた支援も実施してまいります。

介護保険事業につきましては、令和3年度から3年間の第8期羅臼町介護事業計画の策定年であります。

昨年度の要介護・要支援の認定者数の状況は、若干の増減はあるものの4年前の平成27年度とほぼ同数となっており、平成30年度から第7期計画の見込みを下回る結果となりました。人口推計などをもとに策定しておりますが、過剰な見込みは被保険者の負担増加にもつながりますので、慎重に計画を策定してまいります。

介護事業を支えていただいておりますサービス提供事業者の運営につきましては、以前として職員が不足し、人材確保に苦慮しておりますので、各事業所との連携を図りながら、介護職などの担い手不足対策に努めるとともに、職員の技術向上に取り組んでまいります。

介護予防ボランティアとして支援してまいりました「ふまねっとサポーター：クリオネの会」につきましては、昨年度は試行的に「ふまねっとサロン」を2カ所で開催し、活動の場を広げてきております。会員の意欲もより高まっていることから、行政のかかわりを徐々に減らし、完全な自主的運営に向けた支援をしてまいります。

障害者福祉につきましては、現在、障害を持つ方などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりを目指して、羅臼町に地域生活支援拠点を設置し、拠点コーディネーターを配置しております。

また、根室圏域障害者総合支援センター「あくせす根室」と連携し、相談業務に当たっておりますが、今年度は基本計画となる羅臼町障がい者計画及び生活支援施策についての実施計画的な位置づけとなる羅臼町障がい福祉計画を策定し、各関係機関とより連携を緊密にして、サービスの提供を図ってまいります。

社会福祉協議会が運営する就労継続支援事業所では、障害のある人が就労を初めとしたさまざまな社会経済活動に積極的に参加し、地域で暮らし続けることを目指して活動しておりますが、なかなか安定した収入確保につながっておりませんので、町民の皆様や町内企業の皆様には、どうかこの活動に御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

社会福祉協議会を初め、介護事業所や福祉関係団体には障害者福祉事業や介護保険事業など、さまざまな福祉対策に御協力をいただいているところでありますが、これまで以上に行政と連携を図る中で、福祉対策の一翼を担っていただきたく支援をしてまいります。

子育て支援につきましては、昨年ニーズ調査を実施し、親となる方々の意見を伺い、基本理念を「人・まち・自然いきいきの地域に見守られ、親と子が健やかに育つまち」とした向こう5年間の第2期羅臼町子ども子育て支援事業計画を策定いたしました。

第7期総合計画に示されております自助・共助・公助のまちづくりを軸に、地域の方に見守られ、支えられ、親子が育ち育てられる支援体制を整備していくこととしています。

昨年10月から実施しております午後3時までの幼稚園預かり保育の無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、町内2校の小学校の空き教室で開設しております放課後児童クラブにおきまして、就労家庭等保育が必要な家庭の支援をしてまいります。安定的にこれらの事業を行うためには、保育士や補助員の確保が必要ですので、有資格、無資格問わず、町民の皆様の御協力をお願いいたします。

教育委員会と保健福祉課、幼稚園等と連携した町職員の横断的な組織「子どもの自律・親育ち応援チーム」では、昨年、幼稚園から中学生の生活実態アンケートを実施、まちの子どもたちの生活状況の課題を整理し、SNSなどのメディアについての研修会も継続して開催してまいりました。今年度も引き続き、各種メディアの使用を中心とした子どもたちの生活について、関係機関と連携し、子どもたちの発育や発達段階に合わせた適切な親としての対応方法などを発信し、生活や健康課題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。

また、今年度は保健師や保育士などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健やさまざまな相談に応じ、切れ目のない支援体制がとれるよう子育て世代包括支援センターの開設に向けた準備を進めてまいります。

次に、潤いある快適な生活環境の充実についてであります。

当町のごみ袋の価格は、平成17年の9月の値上げ以来、15年にわたり据え置いておりますが、この間、二度の消費増税やごみ処理施設の老朽化による修繕、燃料費の高騰などによりごみ処理費用が年々増加していることから、ごみ袋の料金改定、さらにはごみの減量化に向けた分別方法の見直しなど検討を進めてまいります。

また、地球温暖化対策への理解、機運を高めるため、国民運動「クールチョイス」に賛同し、自然環境保全の重要性を国内外にアピールするほか、省エネルギー化の取り組みや幼少期からの自然環境教育を積極的に推進してまいります。

当町は、世界自然遺産にふさわしいまちづくりを実践し、知床の環境保全に努めていかなければなりません。しかし、現状を見ますと、依然として空き缶やペットボトルのポイ捨て、家電や粗大ごみの不法投棄は後を絶たず、知床羅臼のイメージを損なうばかりか水産を初めとする産業資源の驚異となり、産業、経済に多大な損害を与える大きな問題となっております。

そのため、羅臼海上保安署、羅臼駐在所及び麻布駐在所の御協力をいただき、監視体制のさらなる強化により、投棄者を特定し、摘発による法的な対処も辞さない覚悟で取り組んでまいります。

このような状況の中、世界に誇る自然環境を守るため、多くの団体が清掃活動を行っております。羅臼町連合町内会による一斉清掃、羅臼漁業協同組合女性部や青年部などの漁業関係団体による河川や漁港などの清掃、知床財団によるトンネルや海岸の清掃、幼小中高生による町内清掃など、さまざまな団体が自主的に活動を行っております。

さらに、「ねむろ自然の番人宣言 羅臼認定事業所」は、26の企業や団体の賛同を得て、行政との連携のもと環境保全美化啓発のほか、ポイ捨て、不法投棄物の回収にも御協力をいただくなど、非常に心強く感じております。

今後は、町内各所にポイ捨て防止看板やのぼりの設置、広報による啓発を継続し、環境保全の取り組みが多くの町民に認識されるよう進めてまいります。

根室北部衛生組合が管理する一般廃棄物最終処分場につきましては、標津町及び羅臼町2町の協定に基づき、更新施設を当町に建設するため整備を進めているところであり、本年度は用地測量調査と実施計画の策定を行ってまいります。また、昨年度から着工しております植別2号線の舗装工事については、本年度も継続して実施してまいります。

合併浄化槽の普及推進につきましては、設置率は昨年度末で約57%となっておりますが、生活雑排水が未処理のまま流される単独処理浄化槽から合併浄化槽への入れかえが進まないため、昨年度、撤去費用の補助制度を新設したところであり、昨年度は、1件の入れかえがありましたが、当町には現在約130基の単独処理浄化槽が設置されてお

ますので、広報等を通じて設置者に対し、合併浄化槽への入れかえを促してまいります。し尿処理センターにつきましては、根室北部衛生組合が管理運営するし尿処理浄化センターで共同処理されております。昭和46年より稼働している標津町茶志骨の当該施設は、2度の改修工事を行いました。老朽化のため令和8年が使用限界と予測されており、根室北部衛生組合では昨年度策定した基本構想から令和3年度の基本計画策定に向けて検討を進めているところでありますので、当町としても協力を図ってまいります。

世界自然遺産地域である当町は、ヒグマが高密度で生息する自然豊かな地域であります。それゆえに、人の生活圏に侵入するヒグマもおり、特に昨年、一昨年と2年続けて飼いや犬が被害に遭うなど憂慮すべき事案も発生しております。当町としては、知床半島ヒグマ管理計画に基づき、適切な法管理に努めるとともに、ヒグマの人慣れ化や行動の多様化に対応するため、知床財団と一層の協力体制のもと、電気柵の電圧遠隔監視装置の導入など、対策強化を図ってまいります。

ヒグマ対策の有効な手段としては、人の生活圏に近づけないことが最善策であります。これには地域住民の理解と協力が必要となりますので、草刈り活動や誘因物となり得るごみの処理など、町内会を通じて地域ぐるみの活動となるよう関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、豊かな心を育む教育文化のまちについてであります。

未来を担う子どもたちの育成には、一人一人の能力や可能性を最大限に引き出し、多様な個性を伸ばす教育が必要であると考えております。

近年、当町には、多くの外国人観光客が訪れており、今後ますますグローバル化が進む中、子どもたちには国際的なコミュニケーション能力を身につけてもらう必要性を感じ、ALT（外国語指導助手）を増員して、子どもたちの英語教育を充実させてまいります。

小学校、幼稚園の各校一園化につきましては、令和4年度の統合を目指し、説明会を開催してまいりましたが、地域や保護者の理解を得るための議論をさらに深める必要があると認識したことから、令和4年という年限にはこだわらず、人口減少が加速度的に進む中、よりよい教育環境の整備に向けて適正配置計画を策定してまいります。

羅臼高等学校は、本年4月より1学年1間口となり、地域連携特例高となりますが、今後も魅力ある高校として推進するため、高校生の水産教室や創作料理プロジェクトなどの地域の特色を生かした教育への支援を引き続き行うとともに、今年度は海外施設研修に生徒を参加させ、国際色豊かな人材の育成に努めてまいります。

社会教育につきましては、令和2年度から令和5年度までの第8次社会教育中期計画が始まります。第7次計画に引き続き、ふるさと学習の継続、発展による持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

本年は、羅臼町120年、町政施行60年であるとともに、知床いぶき樽保存会創設50周年、文化協会加盟団体創設30周年、羅臼町文化祭が50回目の開催、クナシリ眺望駅伝競争大会が30回大会と各種団体の活動においても節目の年を迎えます。それぞれの

活動はとて素晴らしいものであり、これまで携わってこられた方々に敬意を表するとともに、これら記念事業に対しましても支援をしております。

芸術文化活動につきましては、公民館が解体となり、活動に大変御不便をおかけしております。また、スポーツ活動につきましても、現在、町民体育館が休館中であり、大変御不便をおかけしておりますが、今年度から耐震改修工事と施設の機能を充実するための内部改修を実施し、令和3年度のリニューアルオープンを目指し、準備を進めてまいります。

今後も芸術文化活動やスポーツ活動をされている団体の方々の活動が継続できるよう、引き続き町内施設の利用調整等に努めるとともに、団体の活動や乳幼児検診等で役場庁舎3階を利活用することも多く見受けられますことから、現在、休止中の庁舎エレベーターをリニューアルし、利便性の向上に努めてまいります。

公民館図書室につきましては、公民館解体後、役場1階ロビーで臨時的に開設しております。

図書室は、地域の情報拠点として重要な施設であり、今後も町民サービスの維持・向上を図る必要があることから、改めて図書館条例を制定し、蔵書検索システムを最大限活用しながら、図書の利用促進を図ってまいります。

最後に身の丈に合った財政健全化の実現についてであります。

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、経済再生と財政健全化は国・地方共通の重要な課題となっており、財政健全化のため国・地方双方で徹底した取り組みが求められているところであります。

また、国における令和2年度の地方財政に対する課題の中で、人づくり改革・地方創生推進等の重要課題の対応として、地方団体が少子高齢化に対応した人づくり改革や防災・減災、国土強靱化を初めとする暮らしの安全・安心の確保などの取り組みを進めるとともに、今後策定される新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもとにおきましても、引き続き地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財基盤を確保することとされております。

このような状況のもと、当町の令和2年度一般会計における当初予算の総額は、約5億3,700万円で、昨年度当初予算に比べまして23.6%、約10億2,000万円の増額となりました。この要因としては、昨年度は改選期のため骨格予算であったことに加え、町民体育館耐震・改修工事業の6億円を初めとした町営住宅等建てかえ推進事業及び町営住宅ストック総合改善事業、町道植別2号線道路新設改良事業などの大型事業によるものであります。

これらの財源を確保するために、収入の多くを町税や地方交付税に求めている当町ではありますが、かつてないほどの水揚げ減少による町税の減収や人口減少に伴う地方交付税の減額が続いていることなどから、今年度も歳入不足を補うために公共施設整備基金や財政調整基金など、基金を約3億4,400万円取り崩さなければならない厳しい予算編成に

なりました。

歳入につきましては、特に減収が見込まれる町税収入の収納対策に水揚げの減少が大きく影響するため、漁業従事者であるいわゆる乗り子や水産加工場などの関連業種におきましても、以前のような収入確保が困難な状況になっていることに加え、その影響がほかの業種に連鎖するなど、まち全体として不景気色が色濃くなっております。

このような状況から、税収確保には大変苦勞しているところではありますが、引き続き納税意識の高揚を図るとともに公平・公正の観点から納期内自主納付の啓発を強化して、税収確保に努めてまいります。

納税者に対しましては、滞納の累積化や再発を防ぐため、財産調査や搜索なども積極的に行い、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とも連携しながら、引き続き法令にのっとり、滞納整理を肅々とかつ厳格に進めるとともに、税外収入についても債権管理条例の規定に基づき、適切な収納対策と滞納整理を進めてまいります。

一方、歳出につきましては、平成30年度決算における財政健全化法に定められました4つの指標は、これまで行財政改革などにより一般会計・各特別会計とも黒字決算を維持しております。全ての指標で国の基準を満たしており、健全な状態にあるものの、財政構造の弾力性を判断する代表的に指標となる経常収支比率が昨年度対比3.0ポイント上昇し85.8%で、指標の一般的な適正範囲とされております70から80%に比べて高い水準で推移しているため、財政の硬直化が進んでいるものと考えられ、弾力性を確保する対策を講じることが必要となっております。

しかし、基幹産業の漁業が低迷する中、急速に進む人口減少や高齢化などに伴う社会保障費の増大、公共施設等の利用需要の変化や老朽化などへの対策も講じていかなければなりません。

中でも、老朽化する公共施設の長寿命化につきましては、羅臼町公共施設等総合管理計画に基づき、適切かつ計画的な維持管理などの取り組みを進めているところではありますが、そのほかにつきましても引き続き今まで以上に創意工夫を持って行財政改革に取り組み、歳出全般にわたり経常経費の節減合理化に努めるとともに、事業の必要性や効率性などにより徹底した見直しを図ってまいります。

また、特別会計につきましても、独立採算の原則に基づき、健全性を維持するため徹底した歳入確保と歳出削減を図るとともに、各会計内の自助努力による操出金の抑制に努めてまいります。

このような極めて厳しい財政状況ではありますが、重点施策である町営住宅の長寿命化事業や町民体育館の耐震改修事業など、着実に進めながら、これから直面する重要課題を的確に捉え、財政需要を中長期的に把握し、財政調整基金や公共施設整備基金などへの積み立てを可能な限り積極的に進めるとともに、町債につきましても、交付税参入があるなどの有利な起債が活用できるよう情報収集に努め、身の丈に合った当町独自の財政構造を構築し、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを進めるため、持続可能で健全な財政

基盤の構築を目指してまいります。

以上、令和2年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について述べさせていただきました。

基幹産業であります漁業の停滞や人口減少、少子高齢化などの影響により、各種施策を進める中で多くの課題が山積し、厳しい時代が続いております。この難局を乗り越えるためには、固定観念を捨てて新たな発想を持って改革し、未来に向けた羅臼町を切り開いていかなければなりません。

羅臼町120年、町政施行60年、世界自然遺産登録15周年の節目の年を迎えますが、私たちは先人の御苦勞に感謝を捧げながら、世界に誇れる美しい自然に囲まれた魅力あふれるすばらしいこのまちを次の世代を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいくことが責務であると認識しております。

私たちのふるさと知床羅臼町は、自然や地域資源のポテンシャルは図りしれない価値と可能性を秘めておりますので、職員とともに汗をかき、全力を傾注し、将来にわたり町民一人一人が心豊かに安心して暮らせる持続可能な町政を確立してまいります。

町民の皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様のより一層の御理解と御支援を心からお願い申し上げます、行政執行といたします。

○議長（佐藤 晶君） 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（和田宏一君） 令和2年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政の基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

令和という新たな時代が始まり、羅臼町としても120年、町政施行60年という節目のときを迎えます。情報化社会と呼ばれた時代からグローバル化が一層進展し、さまざまなものがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み（IoT）や人口知能（AI）が新たな価値を生み出す社会、いわゆる society（ソサイエティ）5.0が到来しようとする今、未来に向かって新たな一歩を力強く踏み出していかなければなりません。

この先、当町の成長・発展を持続的に実現していく未来を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子どもたちです。子どもたちが、それぞれの夢を持ち、その実現に挑戦しながらみずからの可能性を発揮し、幸せな人生とよりより社会のづくり手となる力を身につけることが重要です。

当町の豊かな自然環境や歴史、文化のもとで子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、ともに支え合い、たくましい人材と成長していくことができるよう町民の皆様とともに羅臼町教育大綱を共有し、さまざまな分野について広く緊密な連携を図りながら、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

当町の教育目標は、「ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきとたくましく行動する心豊かな町民の育成」と掲げており、羅臼町教育大綱で示されている「社会で生きる力の育

成」、「羅臼町の未来を開く人材の育成」、「生涯学習や芸術文化、スポーツの振興」の3項目を柱とした取り組みを実践いたします。

当町で育つ幼児から18歳までが、これからの未来をたくましく生き抜く心豊かで健全な人間形成を図ることを目的とした幼少中高一貫教育は、ESD（持続可能な開発のための教育）の理念のもと、国連が掲げたSDGs（持続可能な開発目標）の17目標とふるさと学習であります。知床学を切り口とし、確かな学力の定着と生きる力の育成を目指すとともに、ふるさと羅臼に愛着と誇りを持つことができる人材育成を図れるよう進めてまいります。

こうした取り組みのもと、みずから学ぶ意欲と確かな学力の定着として子どもたち一人一人が、みずからの可能性を最大限に伸ばしていくことのできる質の高い教育を提供するため、学力・体力の向上を初めとする教育施策の展開に努めてまいります。

また、郷土愛と向上心に満ちた心の醸成として、ふるさと羅臼が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支えるグローバル化に対応した人材の育成が不可欠であり、子どもたちに求められる資質や能力を地域と共有しながら教育行政の推進に取り組んでまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

よりよい教育環境の整備に向け、保護者や地域の方々の御意見を踏まえ、人口減少が進んでいる状況を勘案し、将来の学校や幼稚園の規模、施設のあり方、1学級当たりの園児、児童の人数の適正規模等について定める羅臼町立小学校、羅臼町立幼稚園の適正配置計画を策定してまいります。

確かな学力を育む教育を推進するには、教職員のスキルアップは必要であり、基礎学力の定着に向けて校内研修、幼少中高による合同研修会や道立教育研究所と連携した研修講座を実施いたします。また、新学習指導要領に沿った主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングを推進し、子どもたちがみずから学び、みずから考える授業を目指した学力向上プランを策定いたします。

健やかな体を育む教育では、幼稚園児から小学6年生において脳が刺激され、運動意欲と集中力を高め、体力向上とともに学力向上へとつながる成果が期待されるコオディネーショントレーニングを継続いたします。

社会に開かれた教育課程に向け、令和2年4月から地域の方々に参画していただく羅臼町学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置いたします。学校運営協議会は、学校運営方針等について話し合い、学校と保護者、地域の皆さんが知恵を出し、地域とともにある学校づくりを目指すものであります。

当町では、幼少中高一貫教育を推進しておりますので、協議会の組織体制は学校単位で組織するのではなく、町として一つの協議会を設置いたします。また、学校への支援については、各園、各校を部会として組織し、取り組んでまいります。

幼児教育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与する重要なもの

であり、北海道幼児教育振興基本方針に基づき、質の高い教育を提供できるよう関係機関と連携し、教員の研修の充実を図ります。また、小学校生活への不安を軽減させるスタートカリキュラムの研修を行い、幼稚園から小学校への連続した学びに務めてまいります。

今年度も幼稚園の無償化を継続するとともに、幼稚園給食も年少は園の生活に慣れた2学期から、年中・年長は4月から安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供してまいります。

子どもたちの健やかな発達には、家庭での教育が不可欠であります。そのための支援として、保護者を対象としたさまざまな研修会や子育て講演会などを開催し、子どもたちの自立と親育ちを保健福祉課等と連携を密にし、応援してまいります。

特別な支援を必要とする園児及び児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。そのため、個別の支援計画「こんぱす」の活用を促進するとともに、より専門的な知識を持って指導できるよう指導者への研修機会の充実を図ってまいります。

高度な情報化社会に向けた教育では、小学校で新学習指導要領が全面実施となり、新たにプログラミング教育が始まります。当町のICT環境の整備については、昨年度で一定の環境整備が完了しております。今後、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、一人一台の端末を計画的に整備してまいります。

また、学籍管理や成績管理など学校や児童・生徒に関するさまざまな情報をデジタル化し、教職員間で共有する校務支援システムについて、教職員の働き方改革による時間外削減やきめ細かな指導体制を行うための情報共有ツールとして令和3年度の導入に向けて、検討してまいります。

北海道羅臼高等学校は、令和2年4月から地域連携特例高となり、当面の間、存続されることとなりました。今後も町で唯一の高校として存続させるため、町内の生徒が進学したいと思う魅力ある高校づくりを推進していく必要があります。そのため、これまでの水産教室を充実・発展させるための支援や創作料理プロジェクト、環境教育など特色ある教育の支援を引き続き行うとともに、国際的なコミュニケーション能力やチャレンジ精神の向上に向けた取り組みへの支援をしてまいります。

キャリア教育につきましては、望ましい勤労観や職業観を育むため、水産業や酪農、観光業、食費加工業などへの職業体験や外部講師を活用しながら取り組みを充実させてまいります。

小学校3・4年生では、英語に慣れ親しむ学習、5・6年生では、教科として英語教育が本格化いたします。世界自然遺産地域のまちとして、外国人観光客も増加している当町は、子どもたちが日常的に英語によるコミュニケーションができる力を育むことを目指してまいります。今年度からALT（外国語指導助手）を1名増員し、当町は2名体勢で幼児期から連続性のある英語教育の充実を幼少中高一貫教育を通じて推進してまいります。

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）は、町内の幼少中高全ての学校をユネスコスクールに登録し、主にSDG sの目標14であります「海の豊かさを守ろう」と目標15である「陸の豊かさを守ろう」の達成に向け、知床学として熊学習や海洋教育などに取り組んできております。今年度も関係機関と連携を図りながら取り組みを進め、学ぶ意欲と探求する力や知識、情報を多用に活用する力、他者、社会、自然環境との関係性を尊重する力、わかりやすく他者へ説明する力などの資質の能力を高める取り組みを行ってまいります。

防災教育につきましては、児童生徒の安全確保の観点から地震や津波、台風などの自然災害において、みずから身を守る能力の育成に向けた防災を含む安全教育の一層の充実を図る必要があります。そのため、一日防災学校の実施や各学校における危機管理マニュアルの見直しなどに取り組んでまいります。

今年度からの第8次社会教育中期計画では、時代を担う青少年を対象とした社会教育事業をふやす取り組みに力を入れてまいります。

具体的な取り組みとしては、子どもたちに生まれ育った地域の歴史や文化などの理解を深めるとともに、地域の魅力について愛着と誇りを育ませるふるさと学習を継続し、ふるさと体験教室やふるさと少年探検隊などといった特色ある社会教育事業を実施いたします。また、町内の中学生以上を対象に知床学士認定試験を実施しておりますが、小学生からも受験ができるよう検討してまいります。また、高校生や青年がみずからイベント運営を行い、多くの町民の声を聞きながらともに持続可能なまちづくりについての思いを膨らますことができる機会を提供いたします。

芸術・文化活動は、現在、公民館が解体され各種団体活動を行うに当たり、御不便をおかけしております。今年度においても、学校開放事業や代替施設となる町内施設の利用調整に努め、文化協会と連携を図りながら日ごろの活動が円滑に行えるよう取り組んでまいります。芸術鑑賞事業やこまぐさ学級などの高齢者を対象とした取り組みについても、生き生きと心豊かに活動できるよう支援してまいります。

読書活動の推進につきましては、「第1期羅臼町子どもの読書活動推進計画」により、子どもの読書活動について各種取り組みを進めております。地域の読書活動推進の拠点として、公民館図書室の活用を図ってきたところではありますが、公民館の解体に伴い、現在は役場1階に臨時的に図書室を設置し運営しております。

今後の図書室のあり方を検討した結果、改めて図書館条例を制定し、利用者サービスの維持、向上を図るとともに蔵書検索システムや移動図書館バスの有効活用を図るほか、道立図書館や各学校の図書室との連携を図り、読書活動を推進してまいります。

社会教育活動の環境を充実するため、町民体育館の耐震改修と機能充実のための内部改修を実施し、令和3年度のリニューアルオープンを目指してまいります。

町民の体力向上に向けた取り組みにつきましては、N P O法人羅臼スポーツクラブらわず、体育協会と連携し実施してまいります。なお、限られた環境の中でありますので、全

での御要望にお応えすることができず、町内にある学校の体育館などを活用することで、少しでも持続的に活動できるよう調整してまいります。

郷土資料館は、120年を迎える当町の歴史を振り返り、先人の功績を知り、これからのまちづくりに生かすための郷土資料館講座や出前講座を企画し、郷土を学ぶ機会を提供してまいります。

昨年、ノートルダム寺院や首里城など、歴史的重要な文化施設が相次ぎ火災により壊滅的な被害があったところです。当町の郷土資料館も国指定重要文化財を保管・展示していることから、その管理については細心の注意を払う必要があります。

そのため、文化財防火対策ガイドラインに基づき、漏電対策を実施するほか、防犯対策として監視カメラを設置いたします。また、施設利用者の利便性を図るためにトイレの改修も行ってまいります。

以上、令和2年度に取り組む主要な施策を申し上げます。教育を取り巻く環境が急速に変化している中、持続可能な地域づくりを推進するため、児童生徒が健やかで豊かな学びが続けられるよう学校・家庭・地域・行政の緊密な連携のもと、一丸となって教育環境の整備に努め、羅臼町の教育の充実・発展に取り組んでまいります。

議員の皆様初め、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は後日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、あすは午前10時開議といたします。あすの議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員